

収 支 報 告 書

2023年5月10日

堺市議会議長

様

議員氏名 中野貴文

(報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください)

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和4年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費 2 その他	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	29,129	29,129	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	510	510	
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費	85,946	85,946	
広 報 ・ 広 聴 費	1,799,422	1,799,422	
人 件 費	123,214	123,214	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,008,417	1,008,417	
支 出 合 計	3,046,638	3,046,638	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 4 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 中野貴文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ガソリン代	4/1～3/31	市政に関する調査等で使用する自動車の燃料や駐車料金に使用した。
【資料購入費】 書籍購入	4/1～3/31	市政に関する調査・研究の為に資料・書籍等に使用した。
【広報・広聴費】 市政レポートの作成・配布	4/1～3/31	議会活動を市民へ広報する為に、市政報告書を作成し、配布した。 配布方法は、手配り・ポスティングにて行った。
【人件費】	4/1～3/31	市政に関わる調査・研究の補助や事務業務等を行う為に事務員を雇用する為に使用した。
【事務・事務所費】 事務所賃借 事務用品の購入	4/1～3/31	市政に関わる調査研究を行う為の事務所賃借。それらに関わる事務用品などに使用した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 04. 04	4-①		34,222	-34,222	自動車リース料	⑨	
R4. 04. 08		810,000		775,778	政務活動費(4月～6月分)		
R4. 04. 26	4-②		6,856	768,922	自動車保険料	⑨	
R4. 04. 27	4-③		1,040	767,882	ストレージ代	⑨	
R4. 04. 27	4-④		1,375	766,507	新聞購読費	⑥	
R4. 04. 27	4-⑤		1,376	765,131	事務所電気代3月分	⑨	
R4. 04. 27	4-⑥		13,439	751,692	携帯電話使用料	⑨	
R4. 04. 27	4-⑦		23,430	728,262	IPADカバー、ペンシル	⑨	
R4. 04. 27	4-⑧		26,400	701,862	HP保守点検料	⑦	
月計		810,000	108,138				
累計		810,000	108,138	701,862			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4.05.02	5-①		34,222	667,640	自動車リース料	⑨	
R4.05.20	5-②		24,000	643,640	事務所賃料	⑨	
R4.05.23	5-③		24,000	619,640	事務所賃料	⑨	
R4.05.26	5-④		6,856	612,784	自動車保険料	⑨	
R4.05.27	5-⑤		1,040	611,744	ストレージ代	⑨	
R4.05.27	5-⑥		2,398	609,346	書籍代	⑥	
R4.05.27	5-⑦		6,174	603,172	ガソリン代	①	
R4.05.27	5-⑧		13,383	589,789	市政報告レポート印刷代	⑦	
R4.05.27	5-⑨		981	588,808	事務所電気代4月分	⑨	
R4.05.27	5-⑩		1,375	587,433	新聞購読費	⑥	
R4.05.27	5-⑪		13,330	574,103	携帯電話使用料	⑨	
R4.05.27	5-⑫		8,800	565,303	HP保守点検料	⑦	
月計		0	136,559				
累計		810,000	244,697	565,303			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4.06.02	6-①		34,222	531,081	自動車リース料	⑨	
R4.06.16	6-②		24,000	507,081	事務所賃料	⑨	
R4.06.27	6-③		6,856	500,225	自動車保険料	⑨	
R4.06.27	6-④		8,800	491,425	HP保守点検料	⑦	
R4.06.27	6-⑤		1,040	490,385	ストレージ代	⑨	
R4.06.27	6-⑥		907	489,478	事務用品	⑨	
R4.06.27	6-⑦		2,090	487,388	書籍代	⑥	
R4.06.27	6-⑧		1,870	485,518	書籍代	⑥	
R4.06.27	6-⑨		901	484,617	事務所電気代5月分	⑨	
R4.06.27	6-⑩		1,375	483,242	新聞購読費	⑥	
R4.06.27	6-⑪		13,962	469,280	携帯電話使用料	⑨	
R4.06.27	6-⑫		3,344	465,936	ガソリン代	①	
R4.06.30	6-⑬		5,600	460,336	人件費	⑧	
月計		0	104,967				
累計		810,000	349,664	460,336			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費 ⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 07. 04	7-①		34,222	426,114	自動車リース料	⑨	
R4. 07. 08		810,000		1,236,114	政務活動費（7月～9月分）		
R4. 07. 12	7-②		24,000	1,212,114	事務所賃料	⑨	
R4. 07. 26	7-③		6,856	1,205,258	自動車保険料	⑨	
R4. 07. 27	7-④		8,800	1,196,458	HP保守点検料	⑦	
R4. 07. 27	7-⑤		1,040	1,195,418	ストレージ代	⑨	
R4. 07. 27	7-⑥		1,458	1,193,960	ヘッドセット代	⑨	
R4. 07. 27	7-⑦		20,013	1,173,947	シュレッダー代	⑨	
R4. 07. 27	7-⑧		880	1,173,067	事務所電気代6月分	⑨	
R4. 07. 27	7-⑨		1,375	1,171,692	新聞購読費	⑥	
R4. 07. 27	7-⑩		13,966	1,157,726	携帯電話使用料	⑨	
R4. 07. 29	7-⑪		16,000	1,141,726	人件費	⑧	
月計		810,000	128,610				
累計		1,620,000	478,274	1,141,726			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 08. 02	8-①		34,222	1,107,504	自動車リース料	⑨	
R4. 08. 15	8-②		24,000	1,083,504	事務所賃料	⑨	
R4. 08. 26	8-④		6,856	1,076,648	自動車保険料	⑨	
R4. 08. 29	8-⑤		8,800	1,067,848	HP保守点検料	⑦	
R4. 08. 29	8-⑥		3,540	1,064,308	ガソリン代	①	
R4. 08. 29	8-⑦		1,040	1,063,268	ストレージ代	⑨	
R4. 08. 29	8-⑧		1,172	1,062,096	事務所電気代7月分	⑨	
R4. 08. 29	8-⑨		1,375	1,060,721	新聞購読費	⑥	
R4. 08. 29	8-⑩		13,945	1,046,776	携帯電話使用料	⑨	
R4. 08. 29	8-⑪		21,600	1,025,176	人件費	⑧	
月計		0	116,550				
累計		1,620,000	594,824	1,025,176			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4. 09. 02	9-①		34,222	990,954	自動車リース料	⑨	
R4. 09. 20	9-②		24,000	966,954	事務所賃料	⑨	
R4. 09. 26	9-③		6,856	960,098	自動車保険料	⑨	
R4. 09. 27	9-④		8,800	951,298	HP保守点検料	⑦	
R4. 09. 27	9-⑤		1,040	950,258	ストレージ代	⑨	
R4. 09. 27	9-⑥		1,375	948,883	新聞購読費	⑥	
R4. 09. 27	9-⑦		4,576	944,307	セキュリティーソフト	⑨	
R4. 09. 27	9-⑧		1,546	942,761	事務所電気代8月分	⑨	
R4. 09. 27	9-⑨		13,945	928,816	携帯電話使用料	⑨	
R4. 09. 30	9-⑩		14,400	914,416	人件費	⑧	
月計		0	110,760				
累計		1,620,000	705,584	914,416			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4. 10. 03	10-①		34,222	880,194	自動車リース料	⑨	
R4. 10. 07		810,000		1,690,194	政務活動費（10月～12月分）		
R4. 10. 24	10-②		49,500	1,640,694	市政レポートデザイン費	⑦	
R4. 10. 24	10-③		24,000	1,616,694	事務所賃料	⑨	
R4. 10. 26	10-④		6,392	1,610,302	自動車保険料	⑨	
R4. 10. 27	10-⑤		8,800	1,601,502	HP保守点検料	⑦	
R4. 10. 27	10-⑥		1,102	1,600,400	電池代	⑨	
R4. 10. 27	10-⑦		6,244	1,594,156	ガソリン代	①	
R4. 10. 27	10-⑧		1,040	1,593,116	ストレージ代	⑨	
R4. 10. 27	10-⑨		1,130	1,591,986	事務所電気代9月分	⑨	
R4. 10. 27	10-⑩		1,375	1,590,611	新聞購読費	⑥	
R4. 10. 27	10-⑪		13,945	1,576,666	携帯電話使用料	⑨	
月計		810,000	147,750				
累計		2,430,000	853,334	1,576,666			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R4. 11. 02	11-①		34,222	1,542,444	自動車リース料	⑨	
R4. 11. 02	11-②		510	1,541,934	駐車場代	③	
R4. 11. 17	11-③		24,000	1,517,934	事務所賃料	⑨	
R4. 11. 28	11-④		6,392	1,511,542	自動車保険料	⑨	
R4. 11. 28	11-⑤		8,800	1,502,742	HP保守点検料	⑦	
R4. 11. 28	11-⑥		1,040	1,501,702	ストレージ代	⑨	
R4. 11. 28	11-⑦		7,735	1,493,967	市政レポート印刷費	⑦	
R4. 11. 28	11-⑧		1,255	1,492,712	事務所電気代10月分	⑨	
R4. 11. 28	11-⑨		1,375	1,491,337	新聞購読費	⑥	
R4. 11. 28	11-⑩		14,352	1,476,985	書籍代	⑥	
R4. 11. 28	11-⑪		13,945	1,463,040	携帯電話使用料	⑨	
R4. 11. 28	11-⑫		13,367	1,449,673	人件費	⑧	
月計		0	126,993				
累計		2,430,000	980,327	1,449,673			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R4. 12. 02	12-①		34,222	1,415,451	自動車リース料	⑨	
R4. 12. 02	12-②		24,000	1,391,451	事務所賃料	⑨	
R4. 12. 04	12-③		3,000	1,388,451	研修参加費	①	
R4. 12. 08	12-④		220,330	1,168,121	市政報告レポートポスト ディング代	⑦	
R4. 12. 26	12-⑤		6,392	1,161,729	自動車保険料	⑨	
R4. 12. 27	12-⑥		8,800	1,152,929	HP保守点検料	⑦	
R4. 12. 27	12-⑦		1,040	1,151,889	ストレージ代	⑨	
R4. 12. 27	12-⑧		819	1,151,070	事務所電気代11月分	⑨	
R4. 12. 27	12-⑨		1,375	1,149,695	新聞購読費	⑥	
R4. 12. 27	12-⑩		14,035	1,135,660	携帯電話使用料	⑨	
月計		0	314,013				
累計		2,430,000	1,294,340	1,135,660			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月
務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務
費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費
⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R5.01.04	1-①		34,222	1,101,438	自動車リース料	⑨	
R5.01.10		810,000		1,911,438	政務活動費（1月～3月分）		
R4.01.11	1-②		220,330	1,691,108	市政報告レポートポスト ティング代	⑦	
R4.01.19	1-③		22,567	1,668,541	人件費	⑧	
R4.01.26	1-④		6,392	1,662,149	自動車保険料	⑨	
R4.01.27	1-⑤		8,800	1,653,349	HP保守点検料	⑦	
R4.01.27	1-⑥		1,040	1,652,309	ストレージ代	⑨	
R4.01.27	1-⑦		1,375	1,650,934	新聞購読費	⑥	
R4.01.27	1-⑧		13,947	1,636,987	携帯電話使用料	⑨	
R4.01.27	1-⑨		2,568	1,634,419	文房具	⑨	
R4.01.27	1-⑩		736	1,633,683	事務所電気代12月分	⑨	
R4.01.27	1-⑪		3,419	1,630,264	ガソリン代	①	
R4.01.27	1-⑫		190,879	1,439,385	市政レポート印刷代	⑦	
月計		810,000	506,275				
累計		3,240,000	1,800,615	1,439,385			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月
務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務
費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費
⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5. 02. 02	2-①		34,222	1,405,163	自動車リース料	⑨	
R5. 02. 08	2-②		49,610	1,355,553	市政レポートデザイン費	⑦	
R5. 02. 08	2-③		220,330	1,135,223	市政レポートポスティング代	⑦	
R5. 02. 21	2-④		24,000	1,111,223	事務所賃料	⑨	
R5. 02. 21	2-⑤		49,610	1,061,613	市政レポートデザイン費	⑦	
R5. 02. 27	2-⑥		6,392	1,055,221	自動車保険料	⑨	
R5. 02. 27	2-⑦		8,800	1,046,421	HP保守点検料	⑦	
R5. 02. 27	2-⑧		1,040	1,045,381	ストレージ代	⑨	
R5. 02. 27	2-⑨		9,687	1,035,694	市政レポート印刷代	⑦	
R5. 02. 27	2-⑩		1,550	1,034,144	電池代	⑨	
R5. 02. 27	2-⑪		190,879	843,265	市政レポート印刷代	⑦	
R5. 02. 27	2-⑫		2,200	841,065	PC周辺機器	⑨	
R5. 02. 27	2-⑬		7,920	833,145	書籍代	⑥	
R5. 02. 27	2-⑭		580	832,565	文房具（ペン）	⑨	
R5. 02. 27	2-⑮		8,470	824,095	書籍代	⑥	
R5. 02. 27	2-⑯		1,650	822,445	書籍代	⑥	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
R5.02.27	2-⑰		1,980	820,465	書籍代	⑥	
R5.02.27	2-⑱		5,236	815,229	書籍代	⑥	
R5.02.27	2-⑲		1,130	814,099	事務所電気代1月分	⑨	
R5.02.27	2-⑳		1,375	812,724	新聞購読費	⑥	
R5.02.27	2-㉑		6,300	806,424	新聞購読費	⑥	
R5.02.27	2-㉒		12,448	793,976	携帯電話使用料	⑨	
R5.02.27	2-㉓		16,480	777,496	人件費	⑧	
月計		0	661,889				
累計		3,240,000	2,462,504	777,496			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5. 03. 02	3-①		34,222	743,274	自動車リース料	⑨	
R5. 03. 06	3-②		220,330	522,944	市政報告レポートボス ティング代	⑦	
R5. 03. 06	3-③		24,000	498,944	事務所賃料	⑨	
R5. 03. 15	3-④		12,980	485,964	書籍代	⑥	
R5. 03. 17	3-⑤		7,808	478,156	文房具	⑨	
R5. 03. 27	3-⑥		6,392	471,764	自動車保険料	⑨	
R5. 03. 27	3-⑦		8,800	462,964	HP保守点検料	⑦	
R5. 03. 27	3-⑧		19,634	443,330	市政報告印刷代	⑦	
R5. 03. 27	3-⑨		3,408	439,922	ガソリン代	①	
R5. 03. 27	3-⑩		1,040	438,882	ストレージ代	⑨	
R5. 03. 27	3-⑪		9,934	428,948	市政報告印刷代	⑦	
R5. 03. 27	3-⑫		196,123	232,825	市政報告印刷代	⑦	
R5. 03. 27	3-⑬		7,928	224,897	市政報告印刷代	⑦	
R5. 03. 27	3-⑭		1,016	223,881	事務所電気代2月分	⑨	
R5. 03. 27	3-⑮		1,375	222,506	新聞購読費	⑥	
R5. 03. 27	3-⑯		4,200	218,306	新聞購読費	⑥	
月計							
累計							

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月
事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務
費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③
・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費
⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 中野 貴文

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R5. 03. 27	3-⑰		11,744	206,562	携帯電話使用料	⑨	
R5. 03. 30	3-⑱		13,200	193,362	人件費	⑧	
月計		0	584,134				
累計		3,240,000	3,046,638	193,362			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

中野 貴文

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府大阪市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	6時間 / 週 (1日 3時間× 2日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,000円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80%</td> <td colspan="/> ☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 4.8 時間</u> <u>(週勤務時間数) 6 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	大阪府大阪市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和4年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	
就業場所	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁548-5	
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3～4時間程度 (0分)	
休 日	週2日以上	
給与(賃金)	時給1,000円	
給与支払	月末締め翌月末払い	
給与振込先	りそな銀行堺支店 普通 ■■■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和 4 年 4 月 1 日 雇用者 中野 貴文 被雇用者 ■■■■■■■■■■		



出 勤 簿 (令和 4年 6月)

氏名 : XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水	:	:	:	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	:	:	:	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	:	:	:	:	
10日	金	:	:	:	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	:	:	:	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月		:	:	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	:	:	:	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	:	:	:	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	13:00	18:00	5:00	:	
28日	火	:	:	:	:	
29日	水	14:00	16:00	2:00	:	
30日	木	:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				7:00	:	
出勤日数				2日		

確認印



参考様式第5号

出 勤 簿 (令和 4年 7月)

氏名:

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	金	:	:	:	:	
2 日	土	:	:	:	:	
3 日	日	:	:	:	:	
4 日	月	:	:	:	:	
5 日	火	:	:	:	:	
6 日	水	:	:	:	:	
7 日	木	10:00	11:00	1:00	:	
8 日	金	:	:	:	:	
9 日	土	:	:	:	:	
10 日	日	:	:	:	:	
11 日	月	:	:	:	:	
12 日	火	:	:	:	:	
13 日	水	:	:	:	:	
14 日	木	:	:	:	:	
15 日	金	:	:	:	:	
16 日	土	:	:	:	:	
17 日	日	:	:	:	:	
18 日	月	:	:	:	:	
19 日	火	:	:	:	:	
20 日	水	10:00	14:00	4:00	:	
21 日	木	:	:	:	:	
22 日	金	:	:	:	:	
23 日	土	:	:	:	:	
24 日	日	:	:	:	:	
25 日	月	10:00	15:00	5:00	:	
26 日	火	10:00	15:00	5:00	:	
27 日	水	:	:	:	:	
28 日	木	10:00	15:00	5:00	:	
29 日	金	:	:	:	:	
30 日	土	:	:	:	:	
31 日	日	:	:	:	:	
合 計				20:00	:	
出勤口数				5 日		



出勤簿(令和4年8月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜 日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日		:	:	:	:	
2 日	火	:	:	:	:	
3 日	水	:	:	:	:	
4 日	木	:	:	:	:	
5 日	金	:	:	:	:	
6 日	土	11 : 00	13 : 00	2 : 00	:	
7 日	日	:	:	:	:	
8 日	月	:	:	:	:	
9 日	火	:	:	:	:	
10 日	水	:	:	:	:	
11 日	木	:	:	:	:	
12 日	金	:	:	:	:	
13 日	土	13 : 00	15 : 00	2 : 00	:	
14 日	日	:	:	:	:	
15 日	月	:	:	:	:	
16 日	火	:	:	:	:	
17 日	水	:	:	:	:	
18 日	木	12 : 00	16 : 00	4 : 00	:	
19 日	金	:	:	:	:	
20 日	土	10 : 00	12 : 00	2 : 00	:	
21 日	日	:	:	:	:	
22 日	月	:	:	:	:	
23 日	火	:	:	:	:	
24 日	水	12 : 00	16 : 00	4 : 00	:	
25 日	木	:	:	:	:	
26 日	金	:	:	:	:	
27 日	土	10 : 00	15 : 00	5 : 00	:	
28 日	日	10 : 00	15 : 00	5 : 00	:	
29 日	月	13 : 00	16 : 00	3 : 00	:	
30 日	火	:	:	:	:	
31 日	水	:	:	:	:	
合 計				27 : 00	:	確認印 
出勤日数				8 日		

確認印



出 勤 簿 (令和 4年 9月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	木	13 : 00	15 : 00	2 : 00	:	
2 日	金	:	:	:	:	
3 日	土	:	:	:	:	
4 日	日	:	:	:	:	
5 日	月	:	:	:	:	
6 日	火	:	:	:	:	
7 日	水	10 : 00	11 : 00	1 : 00	:	
8 日	木	:	:	:	:	
9 日	金	:	:	:	:	
10 日	土	:	:	:	:	
11 日	日	:	:	:	:	
12 日	月	:	:	:	:	
13 日	火	:	:	:	:	
14 日	水	10 : 00	13 : 00	3 : 00	:	
15 日	木	:	:	:	:	
16 日	金	:	:	:	:	
17 日	土	:	:	:	:	
18 日	日	:	:	:	:	
19 日	月	:	:	:	:	
20 日	火	12 : 00	15 : 00	3 : 00	:	
21 日	水	:	:	:	:	
22 日	木	:	:	:	:	
23 日	金	:	:	:	:	
24 日	土	:	:	:	:	
25 日	日	:	:	:	:	
26 日	月	13 : 00	15 : 00	2 : 00	:	
27 日	火	12 : 00	16 : 00	4 : 00	:	
28 日	水	10 : 00	13 : 00	3 : 00	:	
29 日	木	:	:	:	:	
30 日	金	:	:	:	:	
	日	:	:	:	:	
合 計				18 : 00	:	確認印 
出勤日数				7 日		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

中野 貴文

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府大阪市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和4年 10月 1日 ～ 令和 7年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	6時間 / 週 (1日 3時間× 2日 / 週)		
賃金額	☐ 月額 ☐ 日額 ☒ 時給	1,100円	
業務内容	☒ 政務活動 ☒ 政党活動 ☒ 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td>按分</td> <td>80%</td> <td colspan="/> ☐ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)</u> 4.8 時間 <u>(週勤務時間数)</u> 6 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
現 住 所	大阪府大阪市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	TEL ■■■■■■■■■■
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和4年 10月1日から 令和 7年 3月31日まで	
就業場所	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁548-5	
仕事内容	政務活動に関する事務及び調査研究の補助	
就業時間 (休憩時間)	午前 9時00分から 午後 6時00分までの3～4時間程度 (0分)	
休 日	週2日以上	
給与(賃金)	時給1,100円	
給与支払	月末締め翌月末払い	
給与振込先	りそな銀行堺支店 普通 ■■■■■■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 令和 々 年 / 〇 月 / 日 雇用者 中野 貴文 被雇用者 ■■■■■■■■■■		



出 勤 簿 (令和 4年 10月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	上		:	:	:	
2 日	日	:	:	:	:	
3 日	月	:	:	:	:	
4 日	火	:	:	:	:	
5 日	水	:	:	:	:	
6 日	木	:	:	:	:	
7 日	金	10 : 00	11 : 00	1 : 00	:	
8 日	土	:	:	:	:	
9 日	日	:	:	:	:	
10 日	月	:	:	:	:	
11 日	火	:	:	:	:	
12 日	水	:	:	:	:	
13 日	木	:	:	:	:	
14 日	金	10 : 00	13 : 00	3 : 00	:	
15 日	土	:	:	:	:	
16 日	日	:	:	:	:	
17 日	月	10 : 00	12 : 00	2 : 00	:	
18 日	火	:	:	:	:	
19 日	水	:	:	:	:	
20 日	木	12 : 00	15 : 00	3 : 00	:	
21 日	金	:	:	:	:	
22 日	土	:	:	:	:	
23 日	日	:	:	:	:	
24 日	月	:	:	:	:	
25 日	火	:	:	:	:	
26 日	水	13 : 00	15 : 00	2 : 00	:	
27 日	木	12 : 00	16 : 00	4 : 00	:	
28 日	金	:	:	:	:	
29 日	上	:	:	:	:	
30 日	日	:	:	:	:	
31 日	月	:	:	:	:	
合 計				15 : 00	:	
出勤日数				6 日		

確認印



出勤簿(令和4年12月)

氏名:

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	:	:	:	:	
6日	火	:	:	:	:	
7日	水	:	:	:	:	
8日	木	:	:	:	:	
9日	金	10:00	13:00	3:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	
13日	火	12:00	16:00	4:00	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	:	:	:	:	
16日	金	:	:	:	:	
17日	土	10:00	15:00	5:00	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	11:00	16:00	5:00	:	
20日	火	:	:	:	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	11:00	16:00	5:00	:	
23日	金	:	:	:	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	:	:	:	:	
27日	火	12:00	15:00	3:00	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	:	:	:	:	
30日	金	13:00	16:00	3:00	:	
31日	土	:	:	:	:	
合計				28:00	:	
出勤日数				7日		

確認印



出 勤 簿 (令和 5年 1月)

氏名: 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1 日	日	:	:	:	:	
2 日	月	:	:	:	:	
3 日	火	:	:	:	:	
4 日	水	:	:	:	:	
5 日	木	:	:	:	:	
6 日	金	12:00	16:00	4:00	:	
7 日	土	:	:	:	:	
8 日	日	10:00	13:00	3:00	:	
9 日	月	:	:	:	:	
10 日	火	:	:	:	:	
11 日	水	:	:	:	:	
12 日	木	:	:	:	:	
13 日	金	13:00	17:00	4:00	:	
14 日	土	:	:	:	:	
15 日	日	:	:	:	:	
16 日	月	:	:	:	:	
17 日	火	:	:	:	:	
18 日	水	:	:	:	:	
19 日	木	:	:	:	:	
20 日	金	11:00	14:00	3:00	:	
21 日	土	:	:	:	:	
22 日	日	:	:	:	:	
23 日	月	:	:	:	:	
24 日	火	:	:	:	:	
25 日	水	:	:	:	:	
26 日	木	:	:	:	:	
27 日	金	:	:	:	:	
28 日	土	11:00	15:00	4:00	:	
29 日	日	:	:	:	:	
30 日	月	:	:	:	:	
31 日	火	:	:	:	:	
				18:00	:	
出勤日数				5 日		



出 勤 簿 (令和 5年 2月)

氏名: 

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水	:	:	:	:	
2日	木	:	:	:	:	
3日	金	:	:	:	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	12:00	14:00	2:00	:	
7日	火	:	:	:	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	11:00	15:00	4:00	:	
10日	金	:	:	:	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	
14日	火	:	:	:	:	
15日	水	12:00	14:00	2:00	:	
16日	木	:	:	:	:	
17日	金	:	:	:	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	:	:	:	:	
21日	火	:	:	:	:	
22日	水	:	:	:	:	
23日	木	:	:	:	:	
24日	金	13:00	17:00	4:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	12:00	15:00	3:00	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
		:	:	:	:	
合計				15:00	:	
出勤日数				5日		

確認印



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

中野 貴文

管理責任者 (議員名)	中野 貴文		
事務所名	中野たかふみ事務所		
所在地	〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁458-5 TEL ()		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 光栄株式会社)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	28.44 m ²	賃借料	月額 30,000 円 (水道代含む) (政務活動費充当額 24,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 22.75 m ² /延べ面積 (m ²) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・80% ☐ 水道代・・・% ☐ ガス代・・・% ☐ 固定電話代・・・% ☐ その他 ()・・・%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	赤畑事務所
所在地（住居表示）	堺市北区百舌鳥赤畑町5-458-5
構造・規模	木造瓦葺2階建
用途	事務所
契約面積	1階部分 28.44㎡
以下余白	

(2) 使用目的

事務所	
-----	--

(3) 契約期間

始期	令和2年6月1日	から	2	年	月	間
終期	令和4年5月31日	まで				

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して1ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 30,000円	(F)消費税等	円・税率 .%
共益費（管理費）	月額 円	(F)消費税等	円・税率 %
保証金（敷金）	円	賃料の	ヶ月相当分
保証金（敷金）の償却・敷引	円		
礼金	0円		
支払時期	翌月分を、毎月末日までに支払う		
振込 ☐			
賃料等の支払方法	振込先金融機関名・支店名	三愛UFJ銀行 堺支店	口座種別 普通
	口座番号		口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	住所	電話
		堺市	
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること			
建物の所有者	住所	氏名	

家賃債務保証業者	商号または名称	電話
	所在地	
家賃債務保証業者登録制度登録番号		
国土交通大臣 第 号		

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☐ 有・☐ 無)

更新料の金額	☐ 新賃料の 月分・ ☐ 円
--------	--

特約条項

--

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を通を作成し、貸主、借主、鑑人(記)名押印の上、各自その通を保有します。

令和 2 年 5 月 31 日

貸主	住所	大阪府堺市
	氏名	中野 貴文
	電話番号	

借主	住所	大阪府堺市
	氏名	中野 貴文
	電話番号	

宅地建物取引業者・宅地建物取引士
取引店様 ☐ 媒介・☐ 代理

(この契約書は宅地建物取引業法第7条に定められている書面を基としています)

免許証番号	第 号
事務所所在地	第 号
商号	第 号
登録番号	第 号
宅地建物取引士	第 号

不動産賃貸契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主および借主は、頭書 (1) に記載する賃貸借の目的物 (以下「本物件」といいます。) について、以下の条項により賃貸借契約 (以下「本契約」といいます。) を締結しました。

(使用目的)

第2条 借主は、頭書 (2) に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、頭書 (3) に記載するとおりとします。

(賃料)

第4条 借主は、頭書 (4) の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければならないとします。

2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。

3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合

二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合

三 近傍同種の建物の賃料と比較して賃料が不当となった場合

(共益費)

第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上水道使用料、清掃費等 (以下この条において「維持管理費」といいます。) に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。

2 前項の共益費は、頭書 (4) の記載に従い、支払わなければならないとします。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。

4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

(保証金または敷金)

第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書 (4) に記載する保証金または敷金 (以下「保証金等」といいます。) を貸主に預託するものとします。

2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。

3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充てることができる。

4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。

5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。

6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書 (4) に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができる。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書 (3) 記載の契約更新の期前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書 (7) の更新料額の定めがあるときは、頭書 (7) の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げ については、借主の負担とします。

一 本物件内の水道、光熱費

- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務
- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されず、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第6号ないし第13号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、賃借もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき
- 3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破壊が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合
- (一部減価等による賃料等の減額等)
- 第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益でなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものときは、賃料は、その使用および収益でなくなった部分の割合に応じ、減額されるものとする。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益でなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができる。
- (期間内解約)
- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、1ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から1ヶ月前の賃料および共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。
- 4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。
- (賃貸借期間開始前の解約)
- 第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の1ヶ月分を貸主に支払うものとする。
- (契約の終了)
- 第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益でなくなった場合には、当然に終了します。
- 2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。
- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- (明渡し)
- 第27条 借主は、本契約が終了する日までに(第22条の規定にもとづき)本物件を明け渡さなければなりません。

- 2 借主は、前項のとおり、明渡しを事前に貸主に通知しなければなりません。
- 3 本契約終了と 借主が本物件を明け渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明け渡しを完了する日まで、1ヶ月当たり、月謝賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。
- 4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。
- (明渡し時の原状回復)
- 第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、賃室を賃貸借契約当初の原状に復しななければなりません(以下、「原状回復」といいます。)
- 2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施行するものとします。
- 3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。
- 4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の原状、内装・諸造作・設備・機器等の搬送または買取、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。
- (立入り)
- 第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができ、
- 2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立ち入りを拒否することはできません。
- 3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができ、この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。
- (家賃債務保証業者の提供する保証)
- 第30条 前条(6)に記載する家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、貸主および借主は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければなりません。
- (協議)
- 第31条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。
- (管轄裁判所)
- 第32条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。
- (特約条項)
- 第33条 第32条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記するとおりとします。

以上

倡受人用

賣渡人(乙) (所在地、電話番号、名称、代表者)

堺市西区洪神原町南河内1丁7番地
トヨタ力口一三南海株式会社
代表取締役 久保 尚平

運 常 保 証 人 (住所・氏名・職業)

※本誌掲載の特約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

リース方式		契約 No.	
(1) 自動車明細	車名	ル・ノー X "S" (1700cc)	
	(型式)	DBA - M900A - AGBM (S)	
	車台番号	M900A [] 登録年月日 年 月 日	
	登録番号	[] 色 (X07)	
	使用の車庫地	大塚市 []	
保管場所		大塚市 []	
(2) リース期間		1年 7月24日 5年 7月23日	
リース料		毎月 38,889 円 (税別) 1,866,672 円	
消費税 (8%)		毎月 3,111 円 (税別) 140,928 円	
(3) 支払月額		毎月 42,000 円 (税別) 2,016,000 円	
(4) 支払期日		第1回 1年 8月2日 支払 第2回 1年 9月2日 支払 第3回 1年 10月2日 支払 第4回 1年 11月2日 支払 第5回 1年 12月2日 支払 第6回 1年 1月2日 支払 第7回 1年 2月2日 支払 第8回 1年 3月2日 支払 第9回 1年 4月2日 支払 第10回 1年 5月2日 支払 第11回 1年 6月2日 支払 第12回 1年 7月2日 支払 第13回 1年 8月2日 支払 第14回 1年 9月2日 支払 第15回 1年 10月2日 支払 第16回 1年 11月2日 支払 第17回 1年 12月2日 支払 第18回 1年 1月2日 支払 第19回 1年 2月2日 支払 第20回 1年 3月2日 支払 第21回 1年 4月2日 支払 第22回 1年 5月2日 支払 第23回 1年 6月2日 支払 第24回 1年 7月2日 支払 第25回 1年 8月2日 支払 第26回 1年 9月2日 支払 第27回 1年 10月2日 支払 第28回 1年 11月2日 支払 第29回 1年 12月2日 支払 第30回 1年 1月2日 支払 第31回 1年 2月2日 支払 第32回 1年 3月2日 支払 第33回 1年 4月2日 支払 第34回 1年 5月2日 支払 第35回 1年 6月2日 支払 第36回 1年 7月2日 支払 第37回 1年 8月2日 支払 第38回 1年 9月2日 支払 第39回 1年 10月2日 支払 第40回 1年 11月2日 支払 第41回 1年 12月2日 支払 第42回 1年 1月2日 支払 第43回 1年 2月2日 支払 第44回 1年 3月2日 支払 第45回 1年 4月2日 支払 第46回 1年 5月2日 支払 第47回 1年 6月2日 支払 第48回 1年 7月2日 支払 第49回 1年 8月2日 支払 第50回 1年 9月2日 支払 第51回 1年 10月2日 支払 第52回 1年 11月2日 支払 第53回 1年 12月2日 支払 第54回 1年 1月2日 支払 第55回 1年 2月2日 支払 第56回 1年 3月2日 支払 第57回 1年 4月2日 支払 第58回 1年 5月2日 支払 第59回 1年 6月2日 支払 第60回 1年 7月2日 支払 第61回 1年 8月2日 支払 第62回 1年 9月2日 支払 第63回 1年 10月2日 支払 第64回 1年 11月2日 支払 第65回 1年 12月2日 支払 第66回 1年 1月2日 支払 第67回 1年 2月2日 支払 第68回 1年 3月2日 支払 第69回 1年 4月2日 支払 第70回 1年 5月2日 支払 第71回 1年 6月2日 支払 第72回 1年 7月2日 支払 第73回 1年 8月2日 支払 第74回 1年 9月2日 支払 第75回 1年 10月2日 支払 第76回 1年 11月2日 支払 第77回 1年 12月2日 支払 第78回 1年 1月2日 支払 第79回 1年 2月2日 支払 第80回 1年 3月2日 支払 第81回 1年 4月2日 支払 第82回 1年 5月2日 支払 第83回 1年 6月2日 支払 第84回 1年 7月2日 支払 第85回 1年 8月2日 支払 第86回 1年 9月2日 支払 第87回 1年 10月2日 支払 第88回 1年 11月2日 支払 第89回 1年 12月2日 支払 第90回 1年 1月2日 支払 第91回 1年 2月2日 支払 第92回 1年 3月2日 支払 第93回 1年 4月2日 支払 第94回 1年 5月2日 支払 第95回 1年 6月2日 支払 第96回 1年 7月2日 支払 第97回 1年 8月2日 支払 第98回 1年 9月2日 支払 第99回 1年 10月2日 支払 第100回 1年 11月2日 支払 第101回 1年 12月2日 支払 第102回 1年 1月2日 支払 第103回 1年 2月2日 支払 第104回 1年 3月2日 支払 第105回 1年 4月2日 支払 第106回 1年 5月2日 支払 第107回 1年 6月2日 支払 第108回 1年 7月2日 支払 第109回 1年 8月2日 支払 第110回 1年 9月2日 支払 第111回 1年 10月2日 支払 第112回 1年 11月2日 支払 第113回 1年 12月2日 支払 第114回 1年 1月2日 支払 第115回 1年 2月2日 支払 第116回 1年 3月2日 支払 第117回 1年 4月2日 支払 第118回 1年 5月2日 支払 第119回 1年 6月2日 支払 第120回 1年 7月2日 支払 第121回 1年 8月2日 支払 第122回 1年 9月2日 支払 第123回 1年 10月2日 支払 第124回 1年 11月2日 支払 第125回 1年 12月2日 支払 第126回 1年 1月2日 支払 第127回 1年 2月2日 支払 第128回 1年 3月2日 支払 第129回 1年 4月2日 支払 第130回 1年 5月2日 支払 第131回 1年 6月2日 支払 第132回 1年 7月2日 支払 第133回 1年 8月2日 支払 第134回 1年 9月2日 支払 第135回 1年 10月2日 支払 第136回 1年 11月2日 支払 第137回 1年 12月2日 支払 第138回 1年 1月2日 支払 第139回 1年 2月2日 支払 第140回 1年 3月2日 支払 第141回 1年 4月2日 支払 第142回 1年 5月2日 支払 第143回 1年 6月2日 支払 第144回 1年 7月2日 支払 第145回 1年 8月2日 支払 第146回 1年 9月2日 支払 第147回 1年 10月2日 支払 第148回 1年 11月2日 支払 第149回 1年 12月2日 支払 第150回 1年 1月2日 支払 第151回 1年 2月2日 支払 第152回 1年 3月2日 支払 第153回 1年 4月2日 支払 第154回 1年 5月2日 支払 第155回 1年 6月2日 支払 第156回 1年 7月2日 支払 第157回 1年 8月2日 支払 第158回 1年 9月2日 支払 第159回 1年 10月2日 支払 第160回 1年 11月2日 支払 第161回 1年 12月2日 支払 第162回 1年 1月2日 支払 第163回 1年 2月2日 支払 第164回 1年 3月2日 支払 第165回 1年 4月2日 支払 第166回 1年 5月2日 支払 第167回 1年 6月2日 支払 第168回 1年 7月2日 支払 第169回 1年 8月2日 支払 第170回 1年 9月2日 支払 第171回 1年 10月2日 支払 第172回 1年 11月2日 支払 第173回 1年 12月2日 支払 第174回 1年 1月2日 支払 第175回 1年 2月2日 支払 第176回 1年 3月2日 支払 第177回 1年 4月2日 支払 第178回 1年 5月2日 支払 第179回 1年 6月2日 支払 第180回 1年 7月2日 支払 第181回 1年 8月2日 支払 第182回 1年 9月2日 支払 第183回 1年 10月2日 支払 第184回 1年 11月2日 支払 第185回 1年 12月2日 支払 第186回 1年 1月2日 支払 第187回 1年 2月2日 支払 第188回 1年 3月2日 支払 第189回 1年 4月2日 支払 第190回 1年 5月2日 支払 第191回 1年 6月2日 支払 第192回 1年 7月2日 支払 第193回 1年 8月2日 支払 第194回 1年 9月2日 支払 第195回 1年 10月2日 支払 第196回 1年 11月2日 支払 第197回 1年 12月2日 支払 第198回 1年 1月2日 支払 第199回 1年 2月2日 支払 第200回 1年 3月2日 支払 第201回 1年 4月2日 支払 第202回 1年 5月2日 支払 第203回 1年 6月2日 支払 第204回 1年 7月2日 支払 第205回 1年 8月2日 支払 第206回 1年 9月2日 支払 第207回 1年 10月2日 支払 第208回 1年 11月2日 支払 第209回 1年 12月2日 支払 第210回 1年 1月2日 支払 第211回 1年 2	

契約番号				中野 貴文	
契約者名	2019年07月24日		車両登録番号		
契約日					
利用商品名	トヨタクレジット (リース保証)				
取扱販売店	トヨタカローラ南海株式会社				
No.	お支払年月日			お支払金額(円)	お支払後残高 (円)
	年	月	日		
1	2019	09	02	42,000	2,009,010
2	2019	09	02	42,000	1,967,010
3	2019	10	02	42,000	1,925,010
4	2019	11	02	42,778	1,882,232
5	2019	12	02	42,778	1,839,454
6	2020	01	02	42,778	1,796,676
7	2020	02	02	42,778	1,753,898
8	2020	03	02	42,778	1,711,120
9	2020	04	02	42,778	1,668,342
10	2020	05	02	42,778	1,625,564
11	2020	06	02	42,778	1,582,786
12	2020	07	02	42,778	1,540,008
13	2020	08	02	42,778	1,497,230
14	2020	09	02	42,778	1,454,452
15	2020	10	02	42,778	1,411,674
16	2020	11	02	42,778	1,368,896
17	2020	12	02	42,778	1,326,118
18	2021	01	02	42,778	1,283,340
19	2021	02	02	42,778	1,240,562
20	2021	03	02	42,778	1,197,784
21	2021	04	02	42,778	1,155,006
22	2021	05	02	42,778	1,112,228
23	2021	06	02	42,778	1,069,450
24	2021	07	02	42,778	1,026,672
25	2021	08	02	42,778	983,894
26	2021	09	02	42,778	941,116
27	2021	10	02	42,778	898,338
28	2021	11	02	42,778	855,560
29	2021	12	02	42,778	812,782
30	2022	01	02	42,778	770,004

* 全館機関が休業日の場合は、翌営業日にご指定口座よりお引落しします。

[illegible]

お問い合わせ先

トヨタファイナンス インフォメーションデスク

京 03-5617-2511

052-239-2511

受付時間 9:00~17:30 年中無休(年末年始除く)

「さあ、さういふことは、さういふことだ。さういふことだ。」

ご挨拶

当社の自動車保険をご継続いただき、誠にありがとうございます。

約継続証は、保険契約の継続を証明するものに保管してください。

この契約の継続前の証券番号は、次のとおりです。

愛とも皆様のご愛顧におこたえできますよう、よ力をしてまいりますので、よろしくお引き立ての申し上げます。

この内容に關しましてご不明な点がございましたら、下記に記載の連絡先にお問い合わせください。

いただいた際のお手続経緯は、以下のとおりです。この時の内容と異なる場合は、お手数ですが次のお問い合わせください。

【WEBお問い合わせ】

38-089

24時間アクセス可能です。



24時間アクセス可能です。

証券番号	38-089
いた方	中野 貴文 様
関係	契約者本人
時	令和 3年 8月 3日 午前11時31分
方法	電話による手続き
場所	※ ※ ※
者	中野 貴文 様

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

実用新案登録 第3141452号

THE クルマの保険		自動車保険 証券番号	
大阪府堺市		損害保険ジャパン株式会社	
中野 貴文 様		西澤 敬 様	
継続証作成地: 東京都		継続証作成日: 令和 3年 8月 3日	
ご契約内容	保険期間 令和 3年 8月 8日 午後 4時から 令和 4年 8月 8日 午後 4時まで 1年間	保険種類	個人用自動車保険 THE クルマの保険
ご契約の自動車	車名 仕様 ルミ	用途車種	自家用小型乗用車
登録番号	(車両番号)	使用目的	業務使用
車台番号		対車クラス	*車両 6 *対人 5 *対物 5 *傷害 7
型式	M900A	※対車クラス欄に記載がある自動車は、「型式別対車クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記対車クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。	
初年度登録	令和 1年 7月 車検満了日 令和 4年 7月 23日	生年月日	昭和 61年 1月 30日 (保険始期時年齢 35歳)
氏名	保険契約者と同じです	免許証の色	区分 個人 ※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
住所		氏名	保険契約者と同じです
氏名	保険契約者と同じです	※所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます。	
保険料	総額保険料 102,840円 各回払込保険料 8,570円	払込方法/払込期日	保険料分割払特約・口座振替月払 令和 3年 9月以降 所定の振替日 振替日は原則 26日となります。ただし、一部の金融機関では 27日となる場合があります。
補償の対象となる契約内容	限定運転者 限定されていません 運転者年齢条件 35歳以上補償	1. 若 36歳以上の方が運転中の事故のみ補償されます。ただし、ご本人、その配偶者またはこれらの方と同居の親族以外の方が運転中の事故は年齢にかかわらず補償の対象となります。(ご本人、その配偶者またはこれらの方と同居のご親族の業務に従事中的使用人の方は年齢条件を適用します。)	
ご契約の等級	等級 1 適用料率 新車割引 (割増引)		
連絡の際には右記の証券番号をお伝えください。			
代理店	池田総合保険事務所 ☎ 072-233-0268	事故時	事故サポートセンター 0120-025611 (24時間 365日受付)
連絡先	損害保険ジャパン	事故時	カスタマーセンター 0120-888-089 (平日 9:20時~17時 12月31日~1月3日は休業)

社員の自動車保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

、保険契約の締結を証明するものですので、
ください。

も皆様のご愛顧におこたえできませんよう、
してまいりますので、よろしくお引き立ての
上げます。

内容にしましてご不明な点がございましたら
に記載の連絡先にお問い合わせください。

いただいたお手続経緯は、以下のとおりです。
時の内容と異なる場合は、お手数ですが次の
い合わせください。

【WEBお問い合わせ】

ー089

曜・日曜 初日 9:00~17:00



24時間アクセス
可能です。

号	中野 貴文 様
方	契約者本人
氏	令和 4年 11月 14日 午前 10時 32分
と	電話による手続き
斤	※ ※ ※
当	

再交付受付経緯が表示されています。

SOMPO 損害保険ジャパン株式会社

実用新案登録 第3141452号

THE クルマの保険

自動車保険 保険証券

証券番号

保険契約者

大阪府堺市

中野 貴文 様

再交付

当社は、この保険証券に表示された保険の普通保険約款および特約、その他の記載事項に従い、保険契約者との保険契約を締結し、その証として保険証券を発行します。

損害保険ジャパン株式会社 田川 儀



印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

証券作成地：東京都 証券作成日：令和 4年 11月 14日

ご契約の内容	・保険期間 令和 4年 8月 8日 午後 4時から 令和 5年 8月 8日 午後 4時まで 1年間 ・契約者区分 ノンフリート	・保険種類 個人用自動車保険 THE クルマの保険 ・契約日 令和 4年 7月 30日
ご契約の自動車	・車名・仕様 ルーミー ・登録番号 (車両番号) ・車台番号 ・型式 M90.0A ・初度登録 令和 1年 7月 車検満了日 令和 6年 7月 2/3日	・用途・車種 自家用小型乗用車 ・使用目的 業務使用 ・料率クラス *車間 6 *対人 5 *対物 4 *傷害 7 ※料率クラス欄に記載がある自動車は、「型式別料率クラス制度」の対象です。この場合、同一型式の自動車ごとの事故実績が、型式ごとに毎年決定される上記料率クラスとして、それぞれの保険料に反映されます。
記名被保険者	氏名 保険契約者と同一です 住所	生年月日 昭和 61年 1月 30日 免許証の区分 個人 ※車両保険の被保険者は、車両所有者となります。
所有者	氏名 保険契約者と同一です	※所有権留保・リースカーの場合は買主・借主をいいます。
保険料のお支払内容	・総額保険料 95,880円 ・各回払込保険料 7,990円	・払込方法/払込期日 保険料分割払特約・口座振替月払 令和 4年 9月以降 所定の振替日 ・振替日は原則 26日となります。ただし一部の金融機関では 27日となる場合があります。
ご契約の等級	・限定運転者 限定されていません ・運転者年齢条件 35歳以上補償	【ご注意】 ・本証券は再交付証券です。 ・本証券作成日以前に作成された証券は本証券の発行をもって無効となります。 ・表示内容は 令和 4年 11月 14日時点の補償内容です。

割引増引など	・等 級 ・適用料率 新車割引	
--------	--------------------	--

代理店 仲立人	池田総合保険事務所 ☎ 072-233-0268	損害保険ジャパン 連絡先	事故時 事故サポートセンター 0120-256-110 (24時間365日受付)	事故時以外 カスタマーセンター 0120-888-089 (平日 9:00~20時・土日祝日 9:00~17時 12月31日~1月3日は休業) 公式ウェブサイト https://www.sompo-japan.co.jp/contact/ (インターネットから「損保ジャパン問い合わせ」で検索) ※ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは左記までご連絡ください。
------------	-----------------------------	-----------------	--	---

WEB 制作業務委託契約書

野 貴文 (以下「甲」という。)と日本紙交易株式会社 (以下「乙」という。)
は、以下のとおり WEB 制作業務委託契約 (以下、「本契約」という。)を次のとおり締結する。

(委託業務の内容・制作物の仕様)

第1条

- 1 甲は乙に対し、以下の業務 (以下「本業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。
(1) WordPress サイト制作
- 2 前項の制作物 (以下、「本制作物」という。)の仕様については以下の通りとする。
(1) CMS:WordPress ver5.3
- 3 甲及び乙は、前項の仕様の変更を行う必要が生じた時は本仕様の変更について協議するものとする。
- 4 前項に基づく協議の結果、仕様変更の内容が委託料、作業期間、納期等の契約条件に影響をおよぼすものと甲及び乙が判断する場合には、本仕様変更に関して合意の上、変更内容を書面にすることによって本仕様の変更を行うことができるものとする。
- 5 第3項に基づく協議が整わない限り、乙は第2項の仕様に従って本業務を行う事ができる。
- 6 第3項に基づく協議が整わず、甲が本業務の中止を希望する場合は、14条の規定に従うものとする。

(委託業務の遂行方法)

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

(業務委託料・業務遂行に伴う費用)

第3条

- 1 甲は乙に対し、本制作物の対価として、委託料金 300,000 円 (消費税別) の 50% を頭金として契約締結後 2 週間までに、残金を納品後 2 週間までに支払うものとする。
- 2 甲が前項の支払いを行わない場合、甲は乙に対し、支払い期限の翌日より実際の支払日までの日数に応じて未払い金額に対し年利 14.6 パーセント (年 365 日日割計算) を乗じて計算した金額を遅延損害金として支払うものとする。
- 3 本条における業務委託料及び業務遂行に伴う費用は、下記銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。振込の費用は甲の負担とする。

記

銀行名：みずほ銀行

支店名：堂島支店 | 店番：507

預金種目：当座預金 | 口座番号：[REDACTED]

名義：ニホンカミコウエキカプシギガイシャ

(契約期間・契約更新)

第4条 本制作物の納期は、令和3年12月26日とする。

ただし、何らかの理由で納期が遅れる場合は乙より甲に連絡をし、協議の上納期を変更できるものとする。

(知的財産権)

第5条 乙が本業務を遂行する過程で生成したホームページ等の成果物（以下、単に「成果物」という。）について、甲の乙に対する代金が完済された時点以降で、乙と甲は本制作物の画像や動画等のビジュアルコンテンツを除く全ての著作権を共有する。

(報告)

第6条 乙は、甲から請求があったときは、本業務の履行状況につき、直ちに甲に報告しなければならない。

(通知義務)

第7条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、相手方に対し、その旨を書面により速やかに通知しなければならない。

- ①法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事務所の所在地又は住所の変更

(秘密保持)

第8条

- 1 甲及び乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本契約の締結前に行われた交渉の段階若しくは締結後に行われた業務遂行の段階において知り得た相手方の技術上及び取引上の情報等本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - ①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点ですでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(検査)

第9条

- 1 甲は、本制作物の納品後2週間（以下「本検査期間」という）以内に、本制作物と本仕様が一致するかについて、甲の定める方法により検査するものとし、その検査結果を、乙に書面にて通知するものとする。
- 2 前項の検査により、本制作物と本仕様の不一致（以下「瑕疵」という）が確認されなかった場合、甲は、乙に対し、前項の書面において、検査に合格した旨、通知を行うものとする。
- 3 第1項の検査により、本制作物に瑕疵が確認された場合、甲は、乙に対し、第1項の書面において、具体的な理由を示して、検査に不合格になったことの通知を行うものとする。
- 4 第2項及び前項の通知が本検査期間内に行われなかった場合、前項の通知に具体的な理由が示されていなかった場合、又は本制作物の利用が開始された場合、当該検査期間の経過をもって、本制作物は検査に合格したものとみなす。
また、検査に合格したものに対し、乙は瑕疵担保責任を負わないものとする。

(検査不合格時の措置)

- 第10条 前条（検査）の検査に不合格となった場合、乙は、乙自身の負担において、合理的期間内に、当該瑕疵を修正し、本制作物を再度納品するものとする。なお、再度納品された本制作物の検査は、前条（検査）の定めに従う。

(損害賠償)

- 第11条 甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。なお、賠償すべき損害の金額は、帰責事由の原因となった個別契約に関して、対価相当額を限度とする。

(解約)

第12条

- 1 甲は、検査合格前までであればいつでも、書面で通知することにより、本契約の全部又は一部を解約することができる
- 2 甲は、前項の解約をする場合、解約時点までに乙が実施した解約部分にかかる本業務委託料相当額を支払う（既に委託料を支払っている場合には、既に支払った委託料のうち、

解約部分にかかる本業務の委託料相当額の返還を求めない。)と共に、解約により乙に生じた損害を賠償するものとする。

(解除)

第13条

- 1 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①破産、特別清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立を受け、又は自らこれらの一を申し立てたとき。
 - ②第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売申立て又は公租公課滞納処分を受けたとき。
 - ③監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - ④解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
 - ⑤自ら振出し、又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
 - ⑥相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
 - ⑦相手方が本契約の各条項に違反したとき。
 - ⑧相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
 - ⑨その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
- 2 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - ①本契約及び本業務に関する甲の指示に従わないとき。
 - ②本業務遂行の見込みがないとき。
 - ③甲に対する本業務猶予の申し出その他本業務の遂行が困難と認められる事由が生じたとき。

(契約終了後の処理)

- 第14条 本契約終了後、甲及び乙は、相手方の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還又は破棄するものとする。

(裁判管轄)

- 第15条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第16条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

(反社会的勢力との取引排除)

第17条 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- ①自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
- ②自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- ③自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
- ④自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- ⑤自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月11日

甲

住所：大阪府堺市

氏名： 中野 貴文



乙

住所：大阪府中央区高麗橋4-1-1 大阪興銀ビル10階

社名/屋号：日本紙交易株式会社

代表者氏名：代表取締役 西尾 竜司



ホームページ保守業務委託契約書

中野貴文（以下「甲」という）と日本紙交易株式会社（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第 1 条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。
 - (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
 - (2) ホームページデータの保全（バックアップ・リストア）のための作業。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第 2 条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 10,000 円(税別)を支払う。
2. 料金の支払条件は、月末締め翌月 20 日銀行引落とし、甲は乙が指定した集金代行サービスを通し支払う。引落とし手数料は乙の負担とする。ただし、乙が料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第 3 条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、別紙、「WEB 制作業務委託契約書」の該当 WEB サイトを納品した日から翌年同月末日までとする。
2. 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 12 ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 5 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。
甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用权は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 6 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 7 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 8 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 7 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 9 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 10 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 11 条 損害賠償

甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

賠償費用は本契約 1 年間業務委託料を上限とし、故意又は重過失の場合はこの限りではない。

第 12 条 準拠法

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 13 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 14 条 協議および管轄裁判所について

甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 15 条 協議について

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成して、甲乙双方署名捺印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 12 月 11 日

甲

住所：大阪府堺市 [REDACTED]

氏名： 中野 敬



乙

住所：大阪府中央区高麗橋 4-1-1 大阪興銀ビル 10 階

社名/屋号：日本紙交易株式会社

代表者氏名：代表取締役 西尾 竜司

